阪南第　３５号

平成２４年１２月２０日

契約者各位

公益財団法人大阪府都市整備推進センター

阪南事業所長

**過積載車両に対する阪南２区受入済証の印字変更について（お知らせ）**

　日頃から、当センターの建設発生土受入事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　阪南２区への建設発生土の搬入につきましては、過積載防止等の搬入車両の安全走行にご配慮いただいているところであり、過積載については、全体として改善されつつあります。しかしながら、一部の契約者において、依然として最大積載量を超える車両が見受けられます。

そこで、当センターでは、建設発生土搬出側における過積載防止の取組みを促進していただけるよう、阪南２区受入済証について下記のとおり印字内容を変更することといたしました。契約者におかれましては、受入済証を活用して過積載の状況を把握し、積載制限量を守るために必要な改善を行うとともに、運搬業者や搬入車両の運転手にも十分周知していただきますようよろしくお願いします。

記

受入済証の印字内容の変更

変更前　すべての受入済証に「過積載に注意！」と印字

変更後　**過積載（積載率1.00超）車両の受入済証に次の文言を印字**

**「この車両は過積載です！（最大積載量の○．○○倍）」**

**「今後は過積載しないように注意してください。」**

※積載率1.00以下の車両には、過積載に対する注意は印字しません。

※積載率は当センター阪南事業所のトラックスケールでの計量結果（100kg未満切り捨て）と車検証の最大積載量より求めたものです。

※著しい過積載車両（積載率1.20以上）にはこれまでどおり注意書を発行するとともに、契約者に電話して是正をお願いします。

変更日　**平成２５年１月７日**の搬入車両から変更

【問合せ先】公益財団法人大阪府都市整備推進センター阪南事業所（担当：今泉）

　〒590-0016　岸和田市岸之浦町９番地

TEL　０７２－４３１－１７９３　FAX　０７２－４３１－１７８３

E-mail　otsc@toshiseibi.org